

八尾市外国人市民会議からの意見

－八尾市における多文化共生社会の推進に向けて－

平成31年（2019年）3月

八尾市外国人市民会議

はじめに

八尾市は、大阪府下で外国人市民が4番目に多い自治体であり、地域には、韓国・朝鮮をはじめ、中国、ベトナムなど、さまざまな国籍や民族、文化的背景を持った外国人市民がともに暮らしています。国籍や背景などの違いがあっても、外国人市民も八尾市民であり、地域の担い手です。

このような八尾市では、それぞれに異なる背景を持った外国人市民と日本人市民が、一人ひとりが地域社会を構成する一員として、国籍、民族、文化などの違いを尊重し、互いに学びあい、ともに生活できる「多文化共生社会」の構築をめざしていくことが大切です。

外国人市民会議は、外国人市民の意見を市政に反映させ、多文化共生社会を実現していくために2011年度に設置されました。2017年度には、第4期に入り、2年間の任期を新たなメンバーでスタートしました。今回の任期では、「八尾市多文化共生推進計画」の進捗状況を確認するほか、評価の方法についても検討しました。また、計画推進事業担当課に会議へ出席いただき、外国人の保健・医療、他国と違った日本の生活習慣、外国人労働者への支援等、幅広い分野で意見交換を行いました。

これまでの八尾市が推進してきた取組みや、今後の施策の方向性や、実際に取り組んでいく事業について、八尾市より報告を受け、これらの報告について委員それぞれの立場、経験から意見交換し、市民会議の意見としてとりまとめました。

八尾市におかれましては、この意見に基づき、「人権尊重と平和を希求する共生社会」の実現に向けて、積極的に多文化共生推進施策の推進に努められることを希望いたします。

2019年3月

八尾市外国人市民会議

座長 野中 モ二カ

目 次

1. 市民会議からの意見	1
2. 八尾市外国人市民会議委員名簿	5
3. 八尾市外国人市民会議開催経過	6
4. 八尾市外国人市民会議設置要綱	8
5. 資料	9

1. 市民会議からの意見

多文化共生推進に向けた取り組みについて、会議の中で意見交換した内容をまとめました。ここでは、「八尾市多文化共生推進計画」の体系に沿って意見を整理するとともに、多文化共生推進計画の進捗管理について出された意見をまとめています。

■ 暮らしやすいまちづくり

- 通訳等の支援体制が整っていても、その情報を知らない外国人市民がいる。必要な人に情報が届くようにするため、周知方法を検討する必要がある。
- 社会保険、国民健康保険等の基本的な手続きについては、翻訳した情報を伝えてほしい。
- 情報の精査が難しいと思うが、ヘッドライン情報誌のように、本当に必要なところだけを簡潔に載せた方が、外国人市民には伝わりやすいのではないかと思う。
- 出身国とその母国語が必ずしも同じとは限らないので、出身国等から、その方の母国語を判断することは難しい。それも考慮して、より多くの外国人市民に情報を届けるためには、やさしい日本語の日常的な活用等の工夫が必要である。
- トラブルを解決するためには、通訳者やその周りの支援者への情報提供も必要だと思う。よくある質問や疑問を文書化して配布すればよいと思う。
- 外国人支援の担当者が対応した問題等を共有できる場所を作った方がよい。
- 学校現場では新しく来られた外国人市民の対応が一定マニュアル化されているように思う。行政でも対応について、マニュアル化することは有効である。
- 情報伝達には、やはりコミュニティを活用した伝達が有力である。日本に長く住んでいる外国人市民から新しく来日した外国人へ伝えることが多いので、伝えてくれる人たちにどのように正しい情報を伝えるかを工夫しなければいけない。
- 伝わりやすくするためにも情報は簡潔にし、詳細については問合せ先等を記載することで対応する方がよい。
- 引越の際に必要な手続きについての情報が必要である。
- 分別が細かくて、外国人市民には難しいので、ゴミ出しの方法についてはわかりやすい情報提供が必要である。
- 医療機関で多言語対応できるところ、通訳派遣に対応してくれるところ等の情報を求めている人が多い。
- インターネットでの情報提供は、スマートフォンからのアクセスを想定して考えるべきだと思う。

- 市のホームページからではアクセスしづらい可能性があるので、QR コードを活用してはどうか。QR コードの活用には、外国人市民の集まる料理店や雑貨店に協力してもらい、ポスター掲示等してもらうのがよいのではないか。
- 市で担当課がなく対応は難しいが、外国人の入居についてはいまだに差別等の課題があることを認識しておく必要がある。
- これまで八尾市が取り組んできた情報提供事業や相談事業の中で生じた問題を振り返り、課題等を整理することが大切である。
- ネットから情報を取得する外国人市民が多いので、WiFi 接続できる場所を増やす等のネット環境整備が必要である。
- スマートフォン等の契約で困っている外国人市民が多く、それを支援してくれる人がいるだけで情報の取得しやすさが大きく変わってくる。

■ 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 医師から通訳者の同行を求められる場合もあり、医療通訳のニーズが高まっている。今は、ボランティアに任せる、少し日本語がわかる知り合いに頼んで、通院してもらっている場合が多いと聞く。
- 医療だけでなく、全ての通訳の場面で言語レベルを高められるよう研修等を行っていく必要がある。
- 医療通訳者を医療機関で雇用する等、システムを検討する必要がある。
- こころの問題を抱えている外国人も増えているように感じる。その人たちへの通訳同行は長時間になるため、今後非常に大きな課題である。
- 母子手帳が必要な外国人市民が多いが、今まで多言語版の案内ができておらず、日本語版を持って帰っていた。今後、多言語版のアナウンスができるし、必要としている人には交換の案内もできる。
- 緊急情報メールが日本語だけなので、英語だけでもよいので多言語化させてほしい。

■ 子どもの育ちを支えるまちづくり

- 子どもが病院での診察を必要としている状態でも、保護者が日本語を理解できないという理由で、病院に連れていけない場合がある。そういった親子の支援が必要である。
- 小学校、中学校、高校の制度の違いについて、説明を必要としている外国人市民は多い。
- 保育園に関して、いつ、どうやって申し込めばよいのか、何歳からあずかってもらえるのかを知らない外国人市民は多い。

■ 多様性を認め合い、参加できるまちづくり

- 市政だよりなどで、多文化共生に関連するものが少ないように思う。例えば、入学式や成人式の写真で外国人の子どもと一緒に撮影する等してほしい。
- 外国人が少数派なので、多数派の日本人に何でも合わせなければいけないと考えられることが多いが、お互いの違いを認め合うことの大事さを伝えていかなければいけない。
- 町会は情報共有の場の1つとして活用できるのではないか。また学校も外国人市民が子どもの取組みを通じて集まる場であり、うまく連携が取ればよいと思う。
- 外国人市民がよく集まるイベント行事等で、日本の風習や文化を知っていただく機会を作れたらよいと思う。
- 外国人市民が不利だと感じてしまう場面を作らないように、啓発していかなければいけない。
- 地域で異文化が交わるのでトラブルが起きてしまうのは仕方がない。いかに減らしていくのかという視点が大切である。
- 入店拒否など、日常生活の中で外国人であることを理由に差別されたと感じたり、不快な気持ちになった時に相談できる人権相談窓口の情報が必要である。ドメスティック・バイオレンスに関する相談先情報も必要である。
- ネットでは、特定の人種や民族に対する差別や偏見を煽る表現が強まっているのを感じる。八尾市で、ヘイトスピーチを許さないというメッセージを発信することは大切である。
- メディア等で外国人労働者と言われることが多いが、その方たちは生活者であり、地域住民である。受け入れる側の人たちが、一緒に生活をしていくという認識を持ち、共生していく必要がある。
- 八尾市はすでにたくさんの外国人市民が生活しているまちなので、これまで日本で生活されてきた外国人と新しく来られる外国人の共生についても考えていく必要がある。
- 文化等の違いによる衝突は、近しい間柄で起こりやすいものである。地域で問題を解決するためには、近隣住民同士の日ごろからのコミュニケーションが大切である。
- 外国人市民の多くは、普段仕事などがあって、言語の問題もあるので、近隣住民等との生活者としての接触はないのではないかと思います。日本人市民と外国人市民の良い出会いの場を提供するための仕掛けが必要である。
- 八尾市にはたくさんの背景を持った外国人市民が生活している。新しく来られた外国人市民のニーズと長く住んでいる人たちが抱えているニーズは違うので丁寧に分けて考えて欲しい。
- 教育を日本で受けて、母語も日本語の外国人市民でも、周囲の日本人との関係やアイデンティティ、就職への不安や差別的な言動を受ける等の様々な問題を抱えているので、それらを考慮して施策に反映させて欲しい。

- ・ 支援者側が支援をしたいから繋がりを持ちたいと思っても、受ける側が求めている場合があり、接点を作ることが難しいので、工夫が必要である。

■ その他

- ・ 八尾市多文化共生推進計画の進捗状況評価の分類や評価について、理由欄が納得できる記載になるよう改善が必要である。

2. 八尾市外国人市民会議委員名簿

任期：2017年10月26日から2019年3月31日

区分	団体名等	氏名
座長	天理大学国際学部外国語学科 准教授	野中 モニカ
副座長	特定非営利活動法人 トッカビ 代表理事	朴 洋幸
公募市民	(フィリピン籍)	川本 ヨランダ
	(中国籍)	祖 艶婷
	(韓国籍)	朴 君愛
	(ベトナム籍)	レ ティ キウ ナー
その他	八尾市在日外国人教育研究会 事務局長	吉村 美紀
	八尾市外国人市民行政相談窓口通訳者	フィン トゥ バン
	公益財団法人 八尾市国際交流センター 職員	藤戸 里美

3. 八尾市外国人市民会議開催経過

開催日時	場 所	内 容
【2013年度第1回】 2013年8月21日	八尾市役所 701 会議室	委員の委嘱 会議の進め方について 外国人施策について説明 意見交換 「外国人市民が安全で安心して暮らせるまちづくり」
【2013年度第2回】 2013年9月26日	八尾市役所 研修室	意見交換 「多様性を認めあう教育とサポート体制の推進」 「外国人市民への偏見をなくすための人権啓発の充実」
【2013年度第3回】 2014年1月27日	八尾市役所 602 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画（素案）」について
【2014年度第1回】 2014年7月25日	八尾市役所 701 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「災害多言語支援センターについて」
【2014年度第2回】 2015年1月27日	八尾市役所 701 会議室	意見交換 「地域における多文化共生の推進について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2015年度第1回】 2015年8月20日	八尾市役所 第2 委員会室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「生活ガイドブックについて」
【2015年度第2回】 2015年1月26日	八尾市役所 701 会議室	意見交換 「多文化共生モデル地域事業について」 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2016年度第1回】 2016年6月10日	八尾市役所 401 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「情報提供・情報発信について」

開催日時	場 所	内 容
【2016年度第2回】 2017年2月14日	八尾市役所 601A 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2017年度第1回】 2017年10月26日	八尾市役所 603 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「外国人の保健・医療について」
【2017年度第2回】 2018年2月6日	八尾市役所 大会議室B	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市多文化共生推進計画の進捗状況の評価方法について」 「他国と違った日本の生活習慣について」
【2018年度第1回】 2018年8月29日	八尾市役所 602 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗状況の評価方法について」 「外国人市民からのよくある質問と答え」
【2018年度第2回】 2019年2月8日	八尾市役所 701 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」 「外国人労働者への支援について」

4. 八尾市外国人市民会議設置要綱

(設置)

第1条 八尾市は、外国人市民にとって住みよいまちづくりを進めるために、外国人市民の意見を市政に反映させることを目的として「八尾市外国人市民会議」(以下、「外国人市民会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 外国人市民会議は、外国人市民の生活の利便性向上と地域住民との共生、市政参画の推進に関する事項など、本市の国際化施策推進に関する事項について話し合い、当該意見を市に提出する。

(組織)

第3条 外国人市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募により選出された市民

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員には、年齢満20歳以上で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記載されている外国人住民(同法第30条の45に規定する外国人住民をいう。)を含めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 外国人市民会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 外国人市民会議は、座長が招集し、座長がその進行にあたる。

2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

3 外国人市民会議の会議では日本語を用いる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼の額は、外国人市民会議に出席した日一日につき次のとおりとする。

(1) 学識経験者 21,000円

(2) その他の委員 8,000円

(庶務)

第8条 外国人市民会議の事務局は、人権文化ふれあい部文化国際課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外国人市民会議の運営に関し必要な事項は、人権文化ふれあい部長が定める。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

■ 大阪府の市区町村別在留外国人数

2017年12月31日現在

市関係（大阪市、堺市を除く）	
岸和田市	2,196
豊中市	5,588
池田市	1,724
吹田市	5,295
泉大津市	1,261
高槻市	3,061
貝塚市	745
守口市	2,455
枚方市	4,232
茨木市	3,218
八尾市	7,152
泉佐野市	1,706
富田林市	1,122
寝屋川市	2,899
河内長野市	554
松原市	1,439
大東市	2,831
和泉市	2,197
箕面市	2,833
柏原市	1,276
羽曳野市	952
門真市	2,974
摂津市	1,290
高石市	514
藤井寺市	608
東大阪市	17,555
泉南市	685
四條畷市	510
交野市	489
大阪狭山市	370
阪南市	319
合計	80,050

大阪市関係	
都島区	3,065
福島区	1,392
此花区	1,951
西区	4,335
港区	2,763
大正区	1,443
天王寺区	4,507
浪速区	8,340
西淀川区	3,642
東淀川区	6,656
東成区	7,172
生野区	28,016
旭区	2,213
城東区	5,351
阿倍野区	2,878
住吉区	4,144
東住吉区	3,499
西成区	8,724
淀川区	6,355
鶴見区	1,968
住之江区	3,466
平野区	8,113
北区	5,267
中央区	8,067
合計	133,327

堺市関係	
堺区	4,343
中区	1,371
東区	692
西区	1,699
南区	2,722
北区	1,966
美原区	676
合計	13,469

町村関係	
島本町	173
豊能町	92
能勢町	74
忠岡町	481
能取町	237
田尻町	117
岬町	246
太子町	90
河内町	95
千早赤阪村	23
合計	1,628

市計	80,050
大阪市計	133,327
堺市計	13,469
町村計	1,628
合計	228,474

（出典：大阪府ホームページ）